

四半期報告書

(第108期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

丸全昭和運輸株式会社

(E04178)

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	9
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	12

2 株価の推移	12
---------	----

3 役員の状況	12
---------	----

第5 経理の状況	13
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書	16
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	17

2 その他	23
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	24
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【四半期会計期間】	第108期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	丸全昭和運輸株式会社
【英訳名】	Maruzen Showa Unyu Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野口 正剛
【本店の所在の場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045（671）5879
【事務連絡者氏名】	経理部長 石川 健一
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045（671）5879
【事務連絡者氏名】	経理部長 石川 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第107期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第108期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第107期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
営業収益(百万円)	24,681	19,231	92,270
経常利益(百万円)	1,141	667	2,938
四半期(当期)純利益(百万円)	672	357	1,711
純資産額(百万円)	54,870	52,588	51,367
総資産額(百万円)	102,325	93,313	91,553
1株当たり純資産額(円)	603.31	579.48	565.98
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	7.42	3.95	18.88
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	6.54	3.48	16.65
自己資本比率(%)	53.45	56.28	56.03
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,294	1,572	6,405
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△1,131	△393	△5,099
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△1,528	△671	△1,894
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	11,329	12,605	12,079
従業員数(人)	3,478	3,272	3,324

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
物流事業	2,175
構内作業及び機械荷役事業	935
その他事業	162
合計	3,272

（注）従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	1,236
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）の営業品目は広範囲かつ多種多様であり、同種のサービスであっても、その内容等は必ずしも一様ではなく、同一形態をとらないサービスも多いため、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（1）業績の状況における事業の種類別セグメントの業績に関連付けて示しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、昨年来の景気後退を背景とした企業業績の大幅な悪化にともない、設備投資は大きく減少し、雇用情勢も深刻化するなど、依然として長期的な展望が見えにくく、政府の経済対策による景気の下支え効果も一部には散見されるものの景気回復の見極めが難しい状況が続きました。

一方、物流業界におきましても設備投資の減少や個人消費の冷え込みを受けて、国内貨物および国際貨物の輸送量は更に減少し、非常に厳しい状況が続きました。

このような厳しい環境のなかで、当社グループは当連結会計年度におきましては単年度の経営計画を策定し、「コスト削減」「企業基盤の変革と強化」「人材の育成と活用」を柱とした『企業体質のさらなる強化』を最重要課題として取り組んでおります。

この結果、当第1四半期連結会計期間の経営成績につきましては、売上高は19,231百万円（前年同期比22.1%減）、営業利益は507百万円（前年同期比51.3%減）、経常利益は667百万円（前年同期比41.5%減）、そして四半期純利益は357百万円（前年同期比46.8%減）となりました。

セグメント別の営業状況につきましては、次のとおりであります。

<物流事業>

貨物自動車運送業においては、建設機械及び精密機器や合成樹脂の減産に伴い、貨物取扱量が大幅に減少しました。港湾運送事業については、建設機械及び関連部品、建設資材等の輸出貨物の取扱いが減少し、更に非鉄・合金鉄の輸出入一貫作業の取扱量が減少しました。倉庫業においては、自動車部品や国内航空貨物、合成樹脂関連貨物等の取扱貨物量が減少しました。

その結果、物流事業の売上高は前年同期比24.8%減収の14,997百万円、営業利益は前年同期比52.1%減益の345百万円となりました。

<構内作業及び機械荷役事業>

構内作業においては、得意先工場の減産により化成品原料・樹脂関連・鋼板関連・建設機械関連等の作業量が減少し、減収になりました。機械荷役事業においては、クレーン作業が微増収となりました。

その結果、構内作業及び機械荷役事業の売上高は前年同期比12.1%減収の3,402百万円、営業利益は前年同期比66.1%減益の75百万円となりました。

<その他事業>

人材派遣事業においては、得意先の減産による人員の減少により減収になりました。建設業は、ほぼ横ばいとなりました。

その結果、その他事業の売上高は前年同期比2.9%減収の831百万円、営業利益は前年同期比12.3%減益の87百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より526百万円増加し、12,605百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1,572百万円（前年同期比278百万円の増加）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益632百万円及び減価償却費892百万円の計上及び売上債権の減少額703百万円による資金の増加はありましたが、仕入債務の減少額363百万円、法人税等の支払額453百万円を反映したものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は393百万円（前年同期比737百万円の減少）となりました。

これは、主に有形固定資産の取得による支出額313百万円を反映したものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は671百万円（前年同期比856百万円の減少）となりました。

これは、主に借入金の減少額248百万円及び配当金の支払額369百万円を反映したものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

《当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入について》

当社は、平成20年5月12日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)の一つとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を定め、本プランの導入を株主総会の決議事項とすると共にそれを踏まえた定款の一部変更について決議しました。その上で、平成20年6月27日開催の第106期事業年度に係る定時株主総会の議案として上程し、株主の承認を得た上で発効いたしました。また併せて定款も変更しております。

1. 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、昭和6年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取り組んでまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、①高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、②最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、③物流は公益に深く関わった事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、CSRへの取り組み強化、にあると考えております。

まず、①の物流サービスの構築力と提案力は、物流と情報の一元化を可能とする3PL（サードパーティロジスティクス）システム（当社では、“マルゼンロジスティクスパートナー”の頭文字をとって“MLPシステム”と呼称）をツールとして物流システムのオーダーメイドを実現し、お客様から高い評価を得ております。

次に②の高品質な現場力では、お客様からお預かりする貨物の特性に精通した物流管理能力に優れた人財と個々の作業に類まれな技術力を発揮する技術者を配置し、高品質な物流サービスを提供することにより長年に亘りお客様から厚い信頼を頂いております。

又、③のCSRへの取り組み強化では、内部統制システムの構築とともにCSR推進体制としてCSR推進会議（議長：社長）を設置し、下部委員会としてコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、個人情報保護管理委員会、安全衛生推進委員会、環境委員会、物流品質委員会を置き、CSRに関する整合性の取れた組織的な取り組みにより社会的責任を全うできる企業体を構築しております。

このような創業以来の当社及び当社グループの取り組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉となっております。当社の企業文化の継続・発展を通して当社の社会的意義を高めることになり、結果として企業価値及び株主共同利益の最大化に繋がるものと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組み

(1) 本プラン導入の目的

当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉を確保するために、本プランを導入するものであり、本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては

株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。なお、現時点において、当社株式の大規模買付行為が行われた事実はありません。

(2) 本プランの内容

①本プランに係る手続き

イ. 対象となる大規模買付等

本プランは以下の (i) 又は (ii) に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められている手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

ロ. 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文書等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

ハ. 「本必要情報」の提供

上記ロ. の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社が別途定める手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要を開示いたします。

ニ. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の (i) 又は (ii) の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

(i) 対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(ii) その他大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記 (i) (ii) いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には、最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

ホ. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記ニ. の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

(ii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、対応措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様意思を確認するために下記へ. に定める手続きを行うものとします。この場合、当社取締役会は、下記へ. に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

(iii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

へ. 株主意思の確認

当社取締役会は、上記ホ. (ii) に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

ト. 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記ホ. の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

チ. 大規模買付等の開始

買付者等は、上記イ. からへ. に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

②本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記①ホ. に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記①ト. に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。

③本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、原則として、第106回定時株主総会から平成23年6月開催予定の定時株主総会終了の時までとします。ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4. 上記2及び3の取り組みについての取締役等の判断及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記2及び3の取り組みが上記1の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されていること

本プランは、上記3（1）に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは第106回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で導入をいたしており、上記3（2）

③に記載した通り、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分に反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件が設定されていること

本プランは、上記3（2）①に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3（2）③に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

本新株予約権の無償割当て時には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗処置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	197,000,000
計	197,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成21年8月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	98,221,706	98,221,706	東京証券取引所 （市場第一部）	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は1,000株であ ります。
計	98,221,706	98,221,706	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成17年12月5日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	5,000
新株予約権の数（個）	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,195,121
新株予約権の行使時の払込金額（円）	410
新株予約権の行使期間	自 平成18年2月1日 至 平成23年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 410 資本組入額 205
新株予約権の行使の条件	当社が本債券につき期限の利益を損失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部については、行使請求できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	旧商法第341条ノ2第4項の定めにより本新株予約権または社債のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 当該転換社債型新株予約権付社債の社債管理委託契約証書に規定された転換価額の修正事項により平成20年1月22日より転換価額が512円から410円へ修正されました。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	98,221,706	—	9,117	—	7,842

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することできないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 5,909,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	（相互保有株式） 普通株式 149,000	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 91,479,000	91,479	同上
単元未満株式	普通株式 684,706	—	同上
発行済株式総数	98,221,706	—	—
総株主の議決権	—	91,479	—

②【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 丸全昭和運輸株式会社	横浜市中区南仲通 二丁目15番地	5,909,000	—	5,909,000	6.02
（相互保有株式） 国際埠頭株式会社	横浜市中区豊浦町 3番地	149,000	—	149,000	0.15
計	—	6,058,000	—	6,058,000	6.17

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高（円）	276	272	278
最低（円）	248	257	248

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,009	9,080
受取手形及び営業未収金	15,175	15,972
有価証券	4,231	2,513
未成工事支出金	107	18
貯蔵品	107	115
前払費用	894	482
繰延税金資産	584	662
その他	1,201	1,244
貸倒引当金	△79	△81
流動資産合計	30,233	30,008
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※1 23,738	※1 24,087
機械及び装置(純額)	※1 1,524	※1 1,546
車両(純額)	※1 1,178	※1 1,133
工具、器具及び備品(純額)	※1 81	※1 86
リース資産(純額)	※1 250	※1 179
土地	16,861	16,861
建設仮勘定	47	47
有形固定資産合計	43,680	43,941
無形固定資産		
のれん	※3 132	※3 146
その他	1,680	1,816
無形固定資産合計	1,813	1,963
投資その他の資産		
投資有価証券	12,192	10,198
長期貸付金	225	191
繰延税金資産	24	54
その他	5,542	5,554
貸倒引当金	△399	△358
投資その他の資産合計	17,586	15,639
固定資産合計	63,080	61,544
資産合計	93,313	91,553

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	6,926	7,282
短期借入金	10,241	10,256
未払金	747	893
未払法人税等	141	427
未払消費税等	262	155
未払費用	2,752	1,499
賞与引当金	578	1,216
役員賞与引当金	1	1
その他	608	490
流動負債合計	22,260	22,223
固定負債		
社債	5,000	5,000
長期借入金	8,878	9,111
繰延税金負債	1,797	996
退職給付引当金	1,918	2,054
役員退職慰労引当金	12	13
その他	856	786
固定負債合計	18,463	17,962
負債合計	40,724	40,185
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,117	9,117
資本剰余金	7,848	7,848
利益剰余金	35,572	35,583
自己株式	△2,168	△2,166
株主資本合計	50,370	50,382
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,370	1,174
為替換算調整勘定	△220	△256
評価・換算差額等合計	2,150	917
少数株主持分	68	66
純資産合計	52,588	51,367
負債純資産合計	93,313	91,553

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業収益	24,681	19,231
営業原価	22,647	17,758
営業総利益	2,034	1,473
販売費及び一般管理費	※1 992	※1 965
営業利益	1,042	507
営業外収益		
受取利息	5	6
受取配当金	161	180
持分法による投資利益	13	27
その他	47	37
営業外収益合計	228	252
営業外費用		
支払利息	94	71
その他	35	20
営業外費用合計	129	92
経常利益	1,141	667
特別利益		
固定資産売却益	25	3
貸倒引当金戻入額	1	—
特別利益合計	26	3
特別損失		
固定資産除売却損	6	1
貸倒引当金繰入額	—	37
訴訟損失引当金繰入額	42	—
特別損失合計	48	38
税金等調整前四半期純利益	1,119	632
法人税、住民税及び事業税	634	167
法人税等調整額	△171	104
法人税等合計	462	272
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△15	1
四半期純利益	672	357

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,119	632
減価償却費	851	892
のれん償却額	7	10
受取利息及び受取配当金	△167	△186
支払利息	94	71
持分法による投資損益 (△は益)	△13	△27
固定資産廃棄損	6	1
固定資産売却損益 (△は益)	△25	△3
売上債権の増減額 (△は増加)	△161	703
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△42	△81
仕入債務の増減額 (△は減少)	△233	△363
未払消費税等の増減額 (△は減少)	112	106
その他	5	147
小計	1,553	1,902
利息及び配当金の受取額	186	205
利息の支払額	△125	△82
法人税等の支払額	△319	△453
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,294	1,572
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,045	△313
有形固定資産の売却による収入	41	11
無形固定資産の取得による支出	△189	△53
貸付けによる支出	△38	△38
その他	100	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,131	△393
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△6,258	△8
長期借入れによる収入	5,108	—
長期借入金の返済による支出	△8	△240
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	△1	△1
配当金の支払額	△369	△369
少数株主への配当金の支払額	△0	△0
その他	—	△52
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,528	△671
現金及び現金同等物に係る換算差額	△41	18
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,406	526
現金及び現金同等物の期首残高	12,547	12,079
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	189	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 11,329	※1 12,605

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、すべての工事について工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>この変更に伴う影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
一般債権の貸倒見積高の見積方法	<p>当第1四半期連結会計期間期末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、50,022百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、49,525百万円 であります。
2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対 し、債務保証を行っております。 ㈱ワールド流通センター 863百万円 青海流通センター(株) 158 計 1,021	2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対 し、債務保証を行っております。 ㈱ワールド流通センター 890百万円 青海流通センター(株) 161 計 1,051
※3 無形固定資産であるのれんと相殺した差額を記載 しております。 なお、相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 162百万円 負ののれん 29百万円	※3 無形固定資産であるのれんと相殺した差額を記載 しております。 なお、相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 180百万円 負ののれん 33百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次の通りであります。 役員報酬 145百万円 給料 312 賞与 67 退職給付費用 18 租税公課 16 減価償却費 33 その他 398	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次の通りであります。 役員報酬 143百万円 給料 312 賞与 53 外注人件費 39 業務委託費 65 減価償却費 35 その他 315

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) 現金及び預金勘定 5,733百万円 取得日から3ヶ月 以内に償還期限の 到来する短期投資 (有価証券) 3,596 流動資産のその他 に含まれる運用期 間が3ヶ月以内の 信託受益権 2,000 現金及び現金同等 物 11,329百万円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) 現金及び預金勘定 8,009百万円 取得日から3ヶ月 以内に償還期限の 到来する短期投資 (有価証券) 4,096 流動資産のその他 に含まれる運用期 間が3ヶ月以内の 信託受益権 500 現金及び現金同等 物 12,605百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 98,221千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,587千株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 12,195千株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 5,000百万円

4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	369	4.0	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

(前第1四半期連結累計期間)

	(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)					
	物流事業 (百万円)	構内作業及 び機械荷役 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	19,953	3,872	855	24,681	—	24,681
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	107	107	(107)	—
計	19,953	3,872	963	24,789	(107)	24,681
営業利益	720	222	99	1,042	(—)	1,042

(当第1四半期連結累計期間)

	(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)					
	物流事業 (百万円)	構内作業及 び機械荷役 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	14,997	3,402	831	19,231	—	19,231
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	107	107	(107)	—
計	14,997	3,402	938	19,339	(107)	19,231
営業利益	345	75	87	507	(—)	507

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は事業の内容及びその相互関連性に基づき区分しております。

2. 各事業区分の主な事業の内容

事業区分	主要な事業内容
物流事業	貨物自動車運送事業、貨物自動車利用運送事業、一般港湾運送事業、港湾荷役事業、船内荷役事業、船運送事業、沿岸荷役事業、倉庫業、鉄道利用運送事業、通関業、梱包業、海上運送事業、内航海運業、内航海運利用運送事業、航空利用運送業、航空運送代理店業
構内作業及び機械荷役事業	工場構内での原料、製品、重量物、精密機械等の移送、組立、充填、構内倉庫への保管、入出荷作業とこれらに附帯する諸作業並びに機械の賃貸
その他事業	建設業、警備業、産業廃棄物処理業、不動産業、保険代理業、自動車整備業

3. 会計処理基準に関する事項の変更

前第1四半期連結累計期間

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、現存資産の耐用年数に合わせるため、当第1四半期連結会計期間より、機械装置の耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、減価償却費は「物流事業」で8百万円、「構内作業及び機械荷役事業」で1百万円、「その他事業」で0百万円減少し、営業利益はそれぞれ同額増加しております。

当第1四半期連結累計期間

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しています。この変更に伴う各セグメントに与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

全セグメントの売上高の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

全セグメントの売上高の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

海外売上高は、売上高の10%未満のため、その記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

海外売上高は、売上高の10%未満のため、その記載を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	579.48円	1株当たり純資産額	565.98円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	7.42円	1株当たり四半期純利益金額	3.95円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	6.54円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	3.48円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	672	357
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	672	357
期中平均株式数(千株)	90,648	90,635
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後))	(—)	(—)
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	(—)	(—)
普通株式増加数(千株)	12,195	12,195
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

丸全昭和運輸株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 義則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 恒敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和 哲夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸全昭和運輸株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

丸全昭和運輸株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 義則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和 哲夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸全昭和運輸株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。